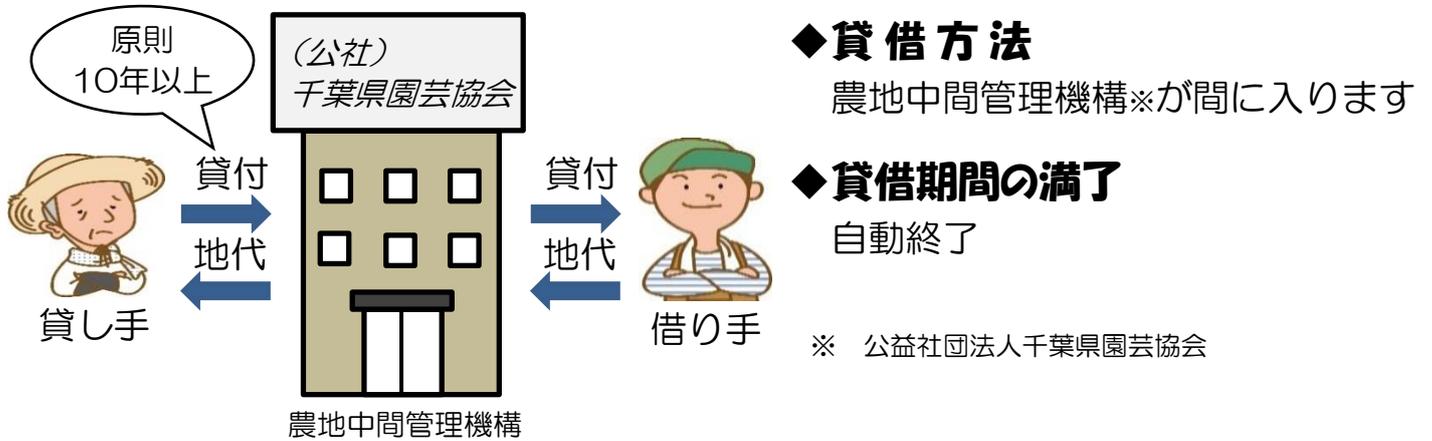


農地の貸し借りについて

令和7年4月1日より、市街化調整区域における農地の貸し借りは、以下の方法のいずれかによりお手続きをお願いします。

※農業経営基盤強化促進法の改正により、利用権設定事業は、令和7年3月をもって廃止となります。

農地中間管理事業



貸し手のメリット：
農地を借りてもらいやすくなります

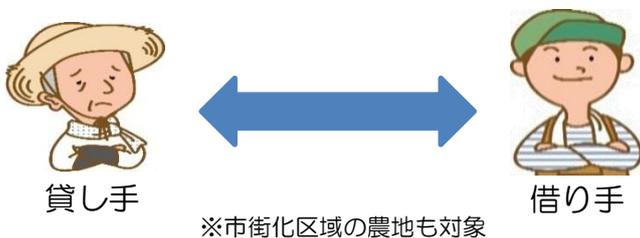
地域でまとまった農地を機構へ貸付できれば、経営規模を拡大したい農業者などが農地を借りてくれる可能性が高くなります。
さらに、貸借期間中に借り手から農地が返された場合でも、2年間は機構が借り手を探します。
「農業をリタイアしたい」「相続した農地の管理に困っている」等、貸したい農地がある方は、右記お問合せ先にご相談ください。

借り手のメリット：
賃料の支払いを一本化できます

今までは、複数人から農地を借り受けている場合、それぞれの相手方へ賃料を支払う必要がありました。しかし、まとめて機構と契約すれば、支払いを一本化できます。また、口座振替を選択すれば、振込手続きも必要ありません。

【問】 千葉市農地活用推進課 ☎043-245-5759
(公社) 千葉県園芸協会 ☎043-223-3011

農地法



◆貸借方法
貸し手と借り手が相対で行う

◆貸借期間の満了
自動更新
※貸し借り終了には、所定の手続きを経た後に更新しない旨の通知が必要

【問】 千葉市農業委員会 農地審査班 ☎043-245-5767